

資料44 大気汚染に係る環境基準等

ア 環境基準

大気汚染に係る環境基準

物質	環境基準 (設定年月日等)	測定方法
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。(53.7.11告示)	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。(48.5.8告示)	ろ過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。(48.5.8告示)	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。(48.5.16告示)	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。(48.5.8告示)	非分散型赤外線分析計を用いる方法

備考

- 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。
- 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをなさないよう努めるものとする。
- 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。

物質	環境基準	測定方法
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。(9.2.4告示)	キャニスター又は捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法を標準法とする。 また、当該物質に関し、標準法と同等以上の性能を有することが確認された測定方法についても使用可能とする。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。(9.2.4告示)	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。(9.2.4告示)	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。(13.4.20告示)	

備考

- 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンによる大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

イ 環境基準評価方法

二酸化窒素

評価方法	年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当するものが0.06ppm以下であること。
評価対象	年間における測定時間が6,000時間に満たない場合は評価対象としない。
通知	昭和53年環大企第262号環境庁大気保全局長通知

二酸化いおう、一酸化炭素、浮遊粒子状物質

評価方法	短期的評価	連続して、又は随時に行った測定結果について、測定を行った日、又は時間について、環境基準により評価を行う。
	長期的評価	年間を通じて測定した1日平均値の高い方から2%の範囲にあるものを除外した値について環境基準に維持されること。但し、1日平均値について環境基準を超える日が2日以上連続しないこと。
評価対象	1日平均値の評価にあつては、1時間値の欠測が1日(24時間)のうち4時間を超える場合には評価対象としない。	
通知	昭和48年環大企第143号環境庁大気保全局長通知	

光化学オキシダント

評価方法	1時間値が0.06ppm以下であること。
評価対象	6時から20時の昼間時間帯について評価を行う。
通知	昭和48年環大企第143号環境庁大気保全局長通知

ウ 光化学スモッグ注意報等発令基準

区分	発令基準	解除基準	発令対象地域
注意報	1以上の測定地点においてオキシダント濃度の1時間平均値が0.12ppm以上になり、気象条件からみて、その濃度が継続すると認められるとき。	それぞれの注意報等の発令地点におけるオキシダント濃度が継続するおそれがないと認められるようになったとき。	①京都市地域（京都市） ②乙訓地域（向日市、長岡京市、大山崎町） ③宇治地域（宇治市、城陽市、久御山町） ④綴喜地域（八幡市、京田辺市、井手町） ⑤相楽地域（精華町、山城町、木津町、加茂町）
警報	1以上の測定地点においてオキシダント濃度の1時間平均値が0.24ppm以上になり、気象条件からみて、その濃度が継続すると認められるとき。		
緊急警報	1以上の測定地点においてオキシダント濃度の1時間平均値が0.4ppm以上になり、気象条件からみて、その濃度が継続すると認められるとき。		

資料45 大気汚染に係る規制措置の状況

根拠法令	大気汚染防止法	京都府環境を守り育てる条例																																																																								
ばい煙発生施設	排出基準 第3条 (対象) 法に基づく「ばい煙発生施設」(32種類) (規制物質及び基準値(排出口))	第33条第1項 (対象) 条例に定める「特定工場及びばい煙に係る特定施設設置工場等」(特定施設数76(うち法の施設32を含む)) (規制物質及び基準値(排水口及び敷地境界線上))																																																																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>物質</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①いおう酸化物</td> <td>K値2.34, 11.5, 17.5</td> </tr> <tr> <td>②ばいじん</td> <td>0.04~0.50(g/Nm³)</td> </tr> <tr> <td>有害物質</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③カドミウム及びその化合物</td> <td>1.0(mg/Nm³)</td> </tr> <tr> <td>④塩素</td> <td>30(〃)</td> </tr> <tr> <td>⑤塩化水素</td> <td>80,700(〃)</td> </tr> <tr> <td>⑥フッ素、フッ化水素及びフッ化ケイ素</td> <td>1.0~20(〃)</td> </tr> <tr> <td>⑦鉛及びその化合物</td> <td>10~30(〃)</td> </tr> <tr> <td>⑧窒素酸化物</td> <td>60~2000(ppm)</td> </tr> </tbody> </table> <p>①地域毎に施設に適用される基準を設定。 ②⑧施設の種類及び規模によって基準を設定。 ③~⑦物質毎に基準が適用される施設の種類が限定されている。</p>	物質	基準値	①いおう酸化物	K値2.34, 11.5, 17.5	②ばいじん	0.04~0.50(g/Nm ³)	有害物質		③カドミウム及びその化合物	1.0(mg/Nm ³)	④塩素	30(〃)	⑤塩化水素	80,700(〃)	⑥フッ素、フッ化水素及びフッ化ケイ素	1.0~20(〃)	⑦鉛及びその化合物	10~30(〃)	⑧窒素酸化物	60~2000(ppm)	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">物質</th> <th colspan="2">基準値</th> </tr> <tr> <th>排出口(/Nm³)</th> <th>敷地境界線上(/Nm³)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有害物質</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>カドミウム及びその化合物</td> <td>0.2mg</td> <td>0.002mg</td> </tr> <tr> <td>塩素</td> <td>3cm³</td> <td>0.03cm³</td> </tr> <tr> <td>塩化水素</td> <td>20cm³</td> <td>0.2cm³</td> </tr> <tr> <td>フッ素、フッ化水素及びフッ化ケイ素</td> <td>5mg</td> <td>0.05mg</td> </tr> <tr> <td>鉛及びその化合物</td> <td>0.3mg</td> <td>0.003mg</td> </tr> <tr> <td>窒素酸化物</td> <td>100cm³</td> <td>1cm³</td> </tr> <tr> <td>亜鉛及びその化合物</td> <td>20cm³</td> <td>0.2cm³</td> </tr> <tr> <td>アクリルアルデヒド</td> <td>0.3cm³</td> <td>0.003cm³</td> </tr> <tr> <td>アクリロニトリル</td> <td>7cm³</td> <td>0.07cm³</td> </tr> <tr> <td>アンチモン及びその化合物</td> <td>0.3mg</td> <td>0.003mg</td> </tr> <tr> <td>アンモニア</td> <td>100cm³</td> <td>1cm³</td> </tr> <tr> <td>塩化ビニル</td> <td>10cm³</td> <td>0.1cm³</td> </tr> <tr> <td>キシレン</td> <td>300cm³</td> <td>3cm³</td> </tr> <tr> <td>クロム及びその化合物</td> <td>0.2mg</td> <td>0.002mg</td> </tr> <tr> <td>クロロホルム</td> <td>30cm³</td> <td>0.3cm³</td> </tr> </tbody> </table>	物質	基準値		排出口(/Nm ³)	敷地境界線上(/Nm ³)	有害物質			カドミウム及びその化合物	0.2mg	0.002mg	塩素	3cm ³	0.03cm ³	塩化水素	20cm ³	0.2cm ³	フッ素、フッ化水素及びフッ化ケイ素	5mg	0.05mg	鉛及びその化合物	0.3mg	0.003mg	窒素酸化物	100cm ³	1cm ³	亜鉛及びその化合物	20cm ³	0.2cm ³	アクリルアルデヒド	0.3cm ³	0.003cm ³	アクリロニトリル	7cm ³	0.07cm ³	アンチモン及びその化合物	0.3mg	0.003mg	アンモニア	100cm ³	1cm ³	塩化ビニル	10cm ³	0.1cm ³	キシレン	300cm ³	3cm ³	クロム及びその化合物	0.2mg	0.002mg	クロロホルム	30cm ³
物質	基準値																																																																									
①いおう酸化物	K値2.34, 11.5, 17.5																																																																									
②ばいじん	0.04~0.50(g/Nm ³)																																																																									
有害物質																																																																										
③カドミウム及びその化合物	1.0(mg/Nm ³)																																																																									
④塩素	30(〃)																																																																									
⑤塩化水素	80,700(〃)																																																																									
⑥フッ素、フッ化水素及びフッ化ケイ素	1.0~20(〃)																																																																									
⑦鉛及びその化合物	10~30(〃)																																																																									
⑧窒素酸化物	60~2000(ppm)																																																																									
物質	基準値																																																																									
	排出口(/Nm ³)	敷地境界線上(/Nm ³)																																																																								
有害物質																																																																										
カドミウム及びその化合物	0.2mg	0.002mg																																																																								
塩素	3cm ³	0.03cm ³																																																																								
塩化水素	20cm ³	0.2cm ³																																																																								
フッ素、フッ化水素及びフッ化ケイ素	5mg	0.05mg																																																																								
鉛及びその化合物	0.3mg	0.003mg																																																																								
窒素酸化物	100cm ³	1cm ³																																																																								
亜鉛及びその化合物	20cm ³	0.2cm ³																																																																								
アクリルアルデヒド	0.3cm ³	0.003cm ³																																																																								
アクリロニトリル	7cm ³	0.07cm ³																																																																								
アンチモン及びその化合物	0.3mg	0.003mg																																																																								
アンモニア	100cm ³	1cm ³																																																																								
塩化ビニル	10cm ³	0.1cm ³																																																																								
キシレン	300cm ³	3cm ³																																																																								
クロム及びその化合物	0.2mg	0.002mg																																																																								
クロロホルム	30cm ³	0.3cm ³																																																																								

シアン化水素及びシアン化合物	20mg	0.2mg
ジクロロメタン	200cm ³	2cm ³
臭素	0.3cm ³	0.003cm ³
水銀及びその化合物	0.2mg	0.002mg
すず及びその化合物	7mg	0.07mg
テトラクロロエチレン	200cm ³	2cm ³
銅及びその化合物	0.3mg	0.003mg
トリクロロエチレン	200cm ³	2cm ³
トルエン	200cm ³	2cm ³
ニッケル及びその化合物	3mg	0.03mg
二硫化炭素	30cm ³	0.3cm ³
ひ素及びその化合物	2mg	0.02mg
フェノール	20cm ³	0.2cm ³
ベンゼン	30cm ³	0.3cm ³
ホスゲン	0.3cm ³	0.003cm ³
ホルムアルデヒド	2cm ³	0.02cm ³
マンガン及びその化合物	1mg	0.01mg
メタノール	700cm ³	7cm ³
メチルエチルケトン	300cm ³	3cm ³
硫化水素	30cm ³	0.3cm ³
硫酸	3mg	0.03mg

- ・窒素酸化物については、燃焼により生成するものを除く。
- ・大気汚染防止法の一部施設については、法と同じ有害物質に係る排出口基準は適用しない。

総量規制基準 (第5条の2) (対象)

府内7市2町(京都市、宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、大山崎町、久御山町)において硫黄酸化物に係るばい煙発生施設を設置する工場等で、すべての硫黄酸化物に係るばい煙発生施設を定格能力で運転する場合において使用される原料及び燃料の量を重油の量に換算したものの合計量が0.3kℓ/h以上の工場等。

(規制物質及び基準値)

物質	基準値
硫黄酸化物	京都府で定める算式により算出した値

(第33条第1項) (対象)

特定工場(特定施設のうち、ばい煙に係る施設を設置する工場、当該工場に設置されているすべてのばい煙に係る施設を定格能力で運転する場合に使用される燃料の量を重油の量に換算したものの合計量が2kℓ/h以上のもの。)

(規制物質及び基準値)

物質	基準値
硫黄酸化物	京都府で定める算式により算出した値(法の対象地域を除く)
ばいじん	同上(府内全域対象)

燃料使用基準 (第15条の2) (対象)

府内7市2町(京都市、宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、大山崎町、久御山町)において硫黄酸化物に係るばい煙発生施設を設置する工場等で、すべての硫黄酸化物に係るばい煙発生施設を定格能力で運転する場合において使用される原料及び燃料の量を重油の量に換算したものの合計量が0.3kℓ/h未満の工場等。

(第49条第1項) (対象)

府内7市2町(京都市、宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、大山崎町、久御山町)を除く府内の地域に所在する特定工場等で、当該特定工場等に設置されているばい煙に係る特定施設等を定格能力で運転する場合において使用される燃料の量を重油の量に換算したものの合計量が2kℓ/h未満のもの。

(基準値)

燃料の硫黄含有率が1.5%以下

		(基準値)																					
		<table border="1"> <tr> <th>燃料の種類</th> <th>工場又は事業場の規模</th> <th>適用区域</th> <th>使用基準 (硫黄含有率)</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">重油その他の石油系燃料</td> <td rowspan="2">原料及び燃料の量を重油に換算したものの合計量が0.1kℓ/h以上0.3kℓ/h未満</td> <td>京都市域</td> <td>0.5%以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>0.8%以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2">原料及び燃料の量を重油に換算したものの合計量が0.1kℓ/h未満</td> <td>京都市域</td> <td>0.8%以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1.2%以下</td> </tr> </table>	燃料の種類	工場又は事業場の規模	適用区域	使用基準 (硫黄含有率)	重油その他の石油系燃料	原料及び燃料の量を重油に換算したものの合計量が0.1kℓ/h以上0.3kℓ/h未満	京都市域	0.5%以下	その他	0.8%以下		原料及び燃料の量を重油に換算したものの合計量が0.1kℓ/h未満	京都市域	0.8%以下	その他	1.2%以下					
燃料の種類	工場又は事業場の規模	適用区域	使用基準 (硫黄含有率)																				
重油その他の石油系燃料	原料及び燃料の量を重油に換算したものの合計量が0.1kℓ/h以上0.3kℓ/h未満	京都市域	0.5%以下																				
		その他	0.8%以下																				
	原料及び燃料の量を重油に換算したものの合計量が0.1kℓ/h未満	京都市域	0.8%以下																				
		その他	1.2%以下																				
一般粉じん発生施設	規制基準	<p>(第18条の3) (対象) 法に定める一般粉じん発生施設5種類 (規制対象施設及び基準)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コークス炉</td> <td rowspan="5">各施設毎に構造並びに使用及び管理について基準設定</td> </tr> <tr> <td>鉱物又は土石の堆積場</td> </tr> <tr> <td>ベルトコンベア及びバケットコンベア</td> </tr> <tr> <td>破砕機及び摩砕機</td> </tr> <tr> <td>ふるい</td> </tr> </tbody> </table>	施設	基準	コークス炉	各施設毎に構造並びに使用及び管理について基準設定	鉱物又は土石の堆積場	ベルトコンベア及びバケットコンベア	破砕機及び摩砕機	ふるい	<p>(第33条第1項) (対象) 条例に定める「特定工場及び一般粉じんに係る特定施設設置工場等」(ただし、大気汚染防止法の一般粉じん発生施設を除く) (規制物質及び基準値(敷地境界線上))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>物質</th> <th>基準値 (mg/Nm³)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カドミウム及びその化合物の粉じん</td> <td>0.002</td> </tr> <tr> <td>クロム及びその化合物の粉じん</td> <td>0.002</td> </tr> <tr> <td>銅及びその化合物の粉じん</td> <td>0.03</td> </tr> <tr> <td>鉛及びその化合物の粉じん</td> <td>0.003</td> </tr> <tr> <td>その他の粉じん</td> <td>0.5</td> </tr> </tbody> </table>	物質	基準値 (mg/Nm ³)	カドミウム及びその化合物の粉じん	0.002	クロム及びその化合物の粉じん	0.002	銅及びその化合物の粉じん	0.03	鉛及びその化合物の粉じん	0.003	その他の粉じん	0.5
施設	基準																						
コークス炉	各施設毎に構造並びに使用及び管理について基準設定																						
鉱物又は土石の堆積場																							
ベルトコンベア及びバケットコンベア																							
破砕機及び摩砕機																							
ふるい																							
物質	基準値 (mg/Nm ³)																						
カドミウム及びその化合物の粉じん	0.002																						
クロム及びその化合物の粉じん	0.002																						
銅及びその化合物の粉じん	0.03																						
鉛及びその化合物の粉じん	0.003																						
その他の粉じん	0.5																						
	規制基準	<p>(第18条の5) (対象) 法に定める特定粉じん発生施設9種類 (規制物質及び基準値(敷地境界線上))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>物質</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石綿</td> <td>10本/ℓ</td> </tr> </tbody> </table>	物質	基準値	石綿	10本/ℓ	<p>(第33条第1項) (対象) 条例に定める「特定工場及び特定粉じんに係る特定施設設置工場等」 (規制物質及び基準値(敷地境界線上)) 法と同じ</p>																
物質	基準値																						
石綿	10本/ℓ																						
特定粉じん発生施設	作業基準	<p>(第18条の14) (対象) 法に定める特定粉じん排出等作業2種類 (作業内容及び基準)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>作業内容</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>延べ面積500㎡以上の耐火建築物又は準耐火建築物の解体作業で石綿使用面積が50㎡以上の場合</td> <td rowspan="2">石綿飛散防止対策について各作業毎に作業基準設定</td> </tr> <tr> <td>延べ面積500㎡以上の耐火建築物又は準耐火建築物の改造等の作業で、その対象となる建築物の部分における石綿使用面積が50㎡以上の場合</td> </tr> </tbody> </table>	作業内容	基準	延べ面積500㎡以上の耐火建築物又は準耐火建築物の解体作業で石綿使用面積が50㎡以上の場合	石綿飛散防止対策について各作業毎に作業基準設定	延べ面積500㎡以上の耐火建築物又は準耐火建築物の改造等の作業で、その対象となる建築物の部分における石綿使用面積が50㎡以上の場合																
作業内容	基準																						
延べ面積500㎡以上の耐火建築物又は準耐火建築物の解体作業で石綿使用面積が50㎡以上の場合	石綿飛散防止対策について各作業毎に作業基準設定																						
延べ面積500㎡以上の耐火建築物又は準耐火建築物の改造等の作業で、その対象となる建築物の部分における石綿使用面積が50㎡以上の場合																							
指定物質排出施設	抑制基準	<p>(附則) (対象) 法に定める指定物質排出施設11種類 (規制物質及び基準値)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>物質</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ベンゼン</td> <td>50~1,500(mg/Nm³)</td> </tr> <tr> <td>トリクロロエチレン</td> <td>150~500(")</td> </tr> <tr> <td>テトラクロロエチレン</td> <td>150~500(")</td> </tr> </tbody> </table>	物質	基準値	ベンゼン	50~1,500(mg/Nm ³)	トリクロロエチレン	150~500(")	テトラクロロエチレン	150~500(")													
物質	基準値																						
ベンゼン	50~1,500(mg/Nm ³)																						
トリクロロエチレン	150~500(")																						
テトラクロロエチレン	150~500(")																						

資料48 浮遊粒子状物質 (SPM) 測定結果 (15年度)

市	町	測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	測定方法
						(時間)	(%)	(日)	(%)					
京都市	市役所	南見科	331	7,911	0.023	0	0.0	0	0.0	0.196	0.051	○	0	ベータ線吸収法
			360	8,647	0.027	0	0.0	0	0.0	0.121	0.057	○	0	
	伏山左西久醍	排大山上ノ	354	8,547	0.025	0	0.0	0	0.0	0.128	0.056	○	0	〃
			364	8,656	0.027	0	0.0	0	0.0	0.125	0.055	○	0	
			348	8,329	0.022	0	0.0	0	0.0	0.115	0.047	○	0	
			358	8,561	0.021	0	0.0	0	0.0	0.108	0.047	○	0	
			362	8,631	0.025	0	0.0	0	0.0	0.135	0.055	○	0	
			358	8,571	0.028	0	0.0	0	0.0	0.134	0.058	○	0	
			357	8,555	0.030	0	0.0	0	0.0	0.198	0.066	○	0	
			360	8,662	0.034	0	0.0	0	0.0	0.172	0.071	○	0	
			366	8,762	0.031	0	0.0	0	0.0	0.137	0.064	○	0	
			359	8,658	0.033	0	0.0	0	0.0	0.131	0.065	○	0	
			359	8,640	0.028	0	0.0	0	0.0	0.126	0.057	○	0	
			360	8,666	0.033	0	0.0	0	0.0	0.147	0.068	○	0	
363	8,671	0.025	0	0.0	0	0.0	0.123	0.053	○	0				
向日市	向日	陽	357	8,602	0.027	0	0.0	0	0.0	0.134	0.057	○	0	ベータ線吸収法
大山崎町	大山崎	陽	366	8,762	0.026	1	0.0	0	0.0	0.355	0.058	○	0	〃
宇治市	宇東	宇治	366	8,756	0.029	0	0.0	0	0.0	0.176	0.060	○	0	〃
			340	8,155	0.026	2	0.0	0	0.0	0.265	0.060	○	0	
久御山町	久御山	陽	366	8,757	0.018	1	0.0	0	0.0	0.274	0.043	○	0	〃
城陽市	城陽	陽	346	8,524	0.020	0	0.0	0	0.0	0.150	0.039	○	0	〃
八幡市	八国設京都八幡	八幡	366	8,762	0.022	0	0.0	0	0.0	0.148	0.050	○	0	〃
			365	8,729	0.026	0	0.0	0	0.0	0.153	0.053	○	0	
京田辺市	京田辺	田辺	355	8,566	0.025	0	0.0	0	0.0	0.129	0.054	○	0	〃
精華町	精華	津	364	8,724	0.027	2	0.0	0	0.0	0.260	0.055	○	0	〃
木津町	木津	津	366	8,750	0.025	0	0.0	0	0.0	0.147	0.053	○	0	〃
亀岡市	亀岡	岡	365	8,753	0.019	0	0.0	0	0.0	0.168	0.046	○	0	〃
綾部市	綾部	部	366	8,759	0.021	0	0.0	0	0.0	0.118	0.045	○	0	〃
福知山市	福知山	長田	366	8,753	0.023	0	0.0	0	0.0	0.116	0.050	○	0	〃
			361	8,652	0.020	0	0.0	0	0.0	0.143	0.048	○	0	
			366	8,750	0.022	0	0.0	0	0.0	0.090	0.041	○	0	
舞鶴市	舞鶴	舞鶴	358	8,579	0.012	0	0.0	0	0.0	0.045	0.020	○	0	〃
			354	8,469	0.021	0	0.0	0	0.0	0.097	0.041	○	0	
宮津市	宮津	津	366	8,754	0.022	2	0.0	0	0.0	0.249	0.045	○	0	〃
八幡町	国道1号(自排)		364	8,740	0.029	0	0.0	0	0.0	0.152	0.057	○	0	〃
大山崎町	国道171号(自排)		366	8,760	0.040	2	0.0	0	0.0	0.249	0.069	○	0	〃

(注) 1 「環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m³を超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち0.10mg/m³を超えた日数です。ただし、日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続した延べ日数のうち2%除外該当日に入っている日数分については除外しません。
 2 ベータ線吸収法とは、大気中の浮遊粒子状物質をろ紙上に捕集したうえでベータ線を照射し、その透過線量を測定し、質量濃度を求める方法です。

資料49 光化学オキシダント (Ox) 測定結果 (15年度)

市	町	測定局	昼間測定日数	昼間測定時間	昼間の1時間値の年平均値	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数とその割合		昼間の1時間値が0.12ppm以上を超えた日数とその割合		昼間の1時間値の最高値	昼間の日最高1時間値の年平均値					
						(日)	(時間)	(日)	(時間)							
京都市	市役所	南見科	335	4,821	0.031	78	411	8.5	2	0.6	4	0.132	0.048			
			366	5,384	0.031	78	405	7.5	0	0.0	0	0.119	0.047			
	伏山左西久醍	排大山上ノ	365	5,351	0.030	70	355	6.6	0	0.0	0	0.116	0.045			
			366	5,395	0.028	78	382	7.1	3	0.8	5	0.125	0.047			
			366	5,398	0.031	95	491	9.1	2	0.5	2	0.121	0.051			
			366	5,400	0.034	100	551	10.2	2	0.5	2	0.124	0.052			
			366	5,379	0.029	75	366	6.8	0	0.0	0	0.116	0.046			
			366	5,376	0.028	62	317	5.9	1	0.3	1	0.121	0.044			
			363	5,290	0.029	40	141	2.7	0	0.0	0	0.098	0.042			
			366	5,399	0.028	85	423	7.8	2	0.5	4	0.132	0.048			
			向日市	向日	陽	366	5,402	0.023	19	42	0.8	0	0.0	0	0.085	0.034
			大山崎町	大山崎	陽	364	5,346	0.023	18	42	0.8	0	0.0	0	0.072	0.035
			宇治市	宇東	宇治	365	5,371	0.028	67	257	4.8	1	0.3	1	0.120	0.045
						366	5,405	0.025	67	348	6.4	2	0.5	4	0.134	0.041
久御山町	久御山	陽	366	5,404	0.023	41	125	2.3	0	0.0	0	0.088	0.037			
城陽市	城陽	陽	362	5,293	0.023	38	135	2.6	1	0.3	1	0.124	0.038			
八幡市	八国設京都八幡	八幡	366	5,399	0.023	22	57	1.1	0	0.0	0	0.089	0.038			
			366	5,414	0.028	71	317	5.9	1	0.3	1	0.123	0.044			
京田辺市	京田辺	田辺	366	5,397	0.019	16	35	0.6	0	0.0	0	0.102	0.032			
精華町	精華	津	360	5,291	0.026	35	130	2.5	0	0.0	0	0.106	0.041			
木津町	木津	津	351	5,111	0.031	65	277	5.4	1	0.3	2	0.122	0.047			
亀岡市	亀岡	岡	366	5,427	0.030	74	317	5.8	0	0.0	0	0.109	0.047			
綾部市	綾部	部	366	5,410	0.021	15	76	1.4	0	0.0	0	0.090	0.032			
福知山市	福知山	長田	295	4,363	0.031	62	388	8.9	0	0.0	0	0.098	0.045			
			366	5,388	0.026	26	122	2.2	0	0.0	0	0.086	0.040			
舞鶴市	舞鶴	舞鶴	366	5,397	0.028	34	146	2.7	0	0.0	0	0.082	0.041			
			366	5,400	0.035	57	336	6.2	0	0.0	0	0.088	0.047			
宮津市	宮津	津	366	5,400	0.035	57	336	6.2	0	0.0	0	0.088	0.047			
長岡京市	長岡京(自排)		350	5,112	0.019	13	59	1.2	0	0.0	0	0.088	0.029			

(注) 1 昼間とは5時から20時までの時間帯をいいます。
 2 昼間の1時間値は6時から20時までの測定値です。

資料50 二酸化硫黄 (SO₂) 測定結果 (15年度)

市 町 測 定 局	有 効 測 定 日 数	測 定 時 間	年 平 均 値	1時間値が0.1ppmを超えた回数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数	
				(時間)	(%)	(日)	(%)					
京 都 市	市 役 所	331	7,910	0.004	0	0.0	0	0.0	0.028	0.007	○	0
		362	8,677	0.003	0	0.0	0	0.0	0.022	0.006	○	0
	南	362	8,654	0.004	0	0.0	0	0.0	0.025	0.008	○	0
		343	8,196	0.004	0	0.0	0	0.0	0.031	0.008	○	0
	伏 見	365	8,709	0.004	0	0.0	0	0.0	0.025	0.008	○	0
		365	8,704	0.003	0	0.0	0	0.0	0.022	0.006	○	0
	左 京	365	8,700	0.003	0	0.0	0	0.0	0.029	0.006	○	0
		361	8,638	0.004	0	0.0	0	0.0	0.030	0.009	○	0
	西 久 我	365	8,687	0.003	0	0.0	0	0.0	0.022	0.006	○	0
		365	8,697	0.003	0	0.0	0	0.0	0.026	0.006	○	0
向日市	向 陽	364	8,763	0.004	0	0.0	0	0.032	0.008	○	0	
大山崎町	大 山 崎	366	8,777	0.004	0	0.0	0	0.029	0.007	○	0	
宇 治 市	宇 治	366	8,773	0.004	0	0.0	0	0.026	0.008	○	0	
	宇 治	365	8,766	0.003	0	0.0	0	0.024	0.007	○	0	
久御山町	久 御 山	366	8,774	0.005	0	0.0	0	0.035	0.008	○	0	
城 陽 市	城 陽	364	8,747	0.004	0	0.0	0	0.028	0.007	○	0	
八 幡 市	八 幡	363	8,734	0.004	0	0.0	0	0.025	0.008	○	0	
	八 幡	354	8,558	0.004	0	0.0	0	0.020	0.007	○	0	
京田辺市	田 辺	366	8,774	0.004	0	0.0	0	0.030	0.008	○	0	
精 華 町	精 華	366	8,775	0.004	0	0.0	0	0.023	0.007	○	0	
木 津 町	木 津	366	8,774	0.003	0	0.0	0	0.023	0.006	○	0	
亀 岡 市	亀 岡	366	8,777	0.004	0	0.0	0	0.041	0.009	○	0	
綾 部 市	綾 部	358	8,625	0.004	0	0.0	0	0.027	0.009	○	0	
福 知 山 市	福 知 山	366	8,768	0.002	0	0.0	0	0.014	0.004	○	0	
	六 人 部	366	8,772	0.003	0	0.0	0	0.029	0.006	○	0	
	長 田 野	366	8,778	0.003	0	0.0	0	0.025	0.007	○	0	
舞 鶴 市	西 舞 鶴	358	8,612	0.008	10	0.1	0	0.193	0.028	○	0	
	東 舞 鶴	366	8,775	0.004	0	0.0	0	0.100	0.009	○	0	
宮 津 市	宮 津	366	8,778	0.003	0	0.0	0	0.023	0.006	○	0	
八 幡 市	国 道 1 号 (自 排)	366	8,775	0.005	0	0.0	0	0.026	0.009	○	0	
大 山 崎 町	国 道 171 号 (自 排)	364	8,750	0.004	0	0.0	0	0.044	0.008	○	0	

(注) 1 「環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち0.04ppmを超えた日数です。ただし、日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続した延べ日数のうち2%除外該当日に入っている日数分については除外しません。
2 測定機は高感度型です。

資料51 一酸化炭素 (CO) 測定結果 (15年度)

市 町 測 定 局	有 効 測 定 日 数	測 定 時 間	年 平 均 値	8時間値が20ppmを超えた回数とその割合		日平均値が10ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数	
				(回)	(%)	(日)	(%)					
京 都 市	自 排 南	363	8,682	1.0	0	0.0	0	0.0	4.4	1.8	○	0
		360	8,625	1.1	0	0.0	0	0.0	5.9	1.6	○	0
	自 排 大 宮	364	8,697	0.7	0	0.0	0	0.0	3.7	1.3	○	0
		363	8,668	0.7	0	0.0	0	0.0	2.9	1.1	○	0
	自 排 西 ノ 京	364	8,692	0.8	0	0.0	0	0.0	3.2	1.2	○	0
		363	8,683	0.7	0	0.0	0	0.0	4.4	1.3	○	0
八 幡 市	国 設 京 都 八 幡	366	8,733	0.5	0	0.0	0	0.0	2.2	0.9	○	0
	国 道 1 号 (自 排)	364	8,692	0.6	0	0.0	0	0.0	2.8	1.1	○	0
大 山 崎 町	国 道 171 号 (自 排)	366	8,727	0.7	0	0.0	0	0.0	6.0	1.1	○	0

(注) 1 「環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち10ppmを超えた日数です。ただし、日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続した延べ日数のうち、2%除外該当日に入っている日数分については除外しません。

資料52 非メタン炭化水素、メタン、全炭化水素測定結果 (15年度)

市 町 測 定 局	測 定 時 間	年 平 均 値	非メタン炭化水素								メタン				全炭化水素								
			6~9時における年日平均値		6~9時3時間平均値		6~9時3時間平均値が0.20ppmCを超えた日数とその割合		6~9時3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数とその割合		測 定 時 間	年 平 均 値	6~9時における年日平均値		6~9時3時間平均値		測 定 時 間	年 平 均 値	6~9時における年日平均値		6~9時3時間平均値		
			(日)	(ppmC)	(日)	(ppmC)	(日)	(%)	(日)	(%)			(日)	(ppmC)	(日)	(ppmC)			(日)	(ppmC)	(日)	(ppmC)	(日)
京 都 市	壬 生	8,228	0.33	0.39	359	1.13	0.06	293	81.6	215	59.9	8,228	1.89	1.91	359	2.17	1.78	8,228	2.22	2.31	359	3.15	1.93
		8,349	0.21	0.26	365	0.87	0.06	213	58.4	103	28.2	8,349	1.88	1.91	365	2.12	1.76	8,349	2.09	2.17	365	2.97	1.87
	自 排 南	8,254	0.49	0.63	360	1.91	0.08	335	93.1	300	83.3	8,259	1.92	1.95	360	2.29	1.82	8,254	2.41	2.58	360	4.00	1.96
		8,242	0.50	0.52	361	1.54	0.16	357	98.9	325	90.0	8,245	1.92	1.93	361	2.14	1.81	8,242	2.42	2.45	361	3.58	2.01
	自 排 大 宮	8,219	0.28	0.36	359	1.24	0.09	287	78.8	185	51.5	8,221	1.89	1.92	359	2.19	1.80	8,219	2.17	2.28	359	3.42	1.91
		8,309	0.25	0.29	364	0.90	0.08	273	75.0	122	33.5	8,312	1.89	1.90	364	2.06	1.77	8,309	2.14	2.19	364	2.97	1.91
自 排 西 ノ 京	8,290	0.33	0.42	362	1.10	0.08	307	84.8	246	68.0	8,290	1.88	1.90	362	2.06	1.78	8,290	2.22	2.32	362	3.16	1.91	
	向日市	向 陽	8,729	0.11	0.14	365	0.52	0.02	69	18.9	9	2.5	8,730	1.88	1.91	365	2.14	1.75	8,729	2.00	2.04	365	2.55
久御山町	久 御 山	8,666	0.22	0.26	363	0.86	0.04	213	58.7	116	32.0	8,666	1.89	1.91	363	2.30	1.61	8,666	2.11	2.17	363	2.93	1.73
八 幡 市	国 設 京 都 八 幡	8,726	0.18	0.23	366	0.68	0.03	195	53.3	78	21.3	8,729	1.89	1.93	366	2.16	1.76	8,726	2.08	2.16	366	2.78	1.84
京田辺市	田 辺	8,672	0.17	0.18	363	0.55	0.05	118	32.5	20	5.5	8,672	1.89	1.91	363	2.36	1.76	8,672	2.07	2.09	363	2.65	1.81
木 津 町	木 津	8,233	0.15	0.16	344	0.49	0.02	92	26.7	26	7.6	8,233	1.78	1.80	344	2.11	1.64	8,233	1.93	1.96	344	2.46	1.73

(注) 51年8月13日付けで中央公害対策審議会より「光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針について」の答申がなされ、指針値として光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値が0.20ppmCから0.31ppmCと示されています。

資料53 有害大気汚染物質環境モニタリング実施結果（15年度）

単位：μg/m³

測定物質名	区分	測定地点	15年度結果			14年度結果	15年度全国測定結果		
			最小値	最大値	平均値	平均値	平均	最小	最大
ベンゼン	一般環境	久御山	0.98	3.2	1.8	2.5	1.6	0.49	3.4
		福知山	0.62	2.0	1.2	1.4			
	沿道	国道1号	0.88	3.3	2.3	2.9	2.5	0.76	4.2
		国道171号	1.1	3.2	2.2	2.7			
トリクロロエチレン	一般環境	久御山	0.20	4.5	1.9	2.5	0.82	0.022	6.9
		福知山	0.025	0.18	0.12	0.20			
テトラクロロエチレン	一般環境	久御山	0.11	2.6	0.70	1.0	0.37	0.025	2.5
		福知山	0.048	0.29	0.12	0.15			
ジクロロメタン	一般環境	久御山	0.61	6.2	2.9	3.3	2.3	0.20	15
		福知山	0.37	2.1	0.85	0.98			
アクリロニトリル	一般環境	久御山	0.033	0.71	0.31	0.19	0.11	0.00081	0.72
		福知山	0.066	0.42	0.23	0.15			
アセトアルデヒド	一般環境	久御山	0.90	4.1	2.3	1.9	2.6	0.21	7.7
		福知山	0.56	1.2	0.93	0.83			
	沿道	国道1号	1.7	4.8	2.9	2.6			
		国道171号	1.5	3.3	2.7	2.6			
塩化ビニルモノマー	一般環境	久御山	0.0082	0.064	0.031	0.054	0.052	0.0015	1.4
		福知山	<0.0044	0.076	0.023	0.034			
クロロホルム	一般環境	久御山	0.10	0.37	0.23	0.24	0.24	0.027	2.3
		福知山	0.11	0.56	0.20	0.22			
1, 2-ジクロロエタン	一般環境	久御山	0.034	0.14	0.070	0.10	0.13	0.0075	4.4
		福知山	0.025	0.15	0.067	0.096			
1, 3-ブタジエン	一般環境	久御山	0.044	0.68	0.34	0.32	0.29	0.0060	2.1
		福知山	0.073	0.29	0.16	0.13			
	沿道	国道1号	0.10	0.74	0.43	0.42			
		国道171号	0.20	0.86	0.47	0.48			
ホルムアルデヒド	一般環境	久御山	1.1	5.5	3.3	2.5	3.0	0.36	11
		福知山	0.84	3.2	1.6	1.3			
	沿道	国道1号	2.7	6.9	4.2	3.4			
		国道171号	2.4	5.4	4.0	4.2			
ベンゾ(a)ピレン	一般環境	久御山	0.000092	0.00069	0.00025	0.00034	0.00031	0.000014	0.0030
		福知山	0.000047	0.00031	0.00013	0.00014			
	沿道	国道1号	0.000054	0.00064	0.00027	0.00029			
		国道171号	0.000024	0.00060	0.00024	0.00034			
ニッケル化合物	一般環境	久御山	0.0028	0.0086	0.0055	0.0082	0.0045	0.00080	0.036
		福知山	0.0017	0.0067	0.0040	0.0035			
ヒ素及びその化合物	一般環境	久御山	0.0010	0.0051	0.0029	0.0022	0.0017	0.00017	0.040
		福知山	0.00065	0.0085	0.0023	0.0017			
ベリリウム及びその化合物	一般環境	久御山	0.000099	0.00060	0.00027	0.00068	0.000044	0.0000026	0.00061
		福知山	<0.000059	0.00011	0.000021	0.000024			
マンガン及びその化合物	一般環境	久御山	0.0098	0.071	0.030	0.041	0.031	0.0033	0.260
		福知山	0.0062	0.055	0.024	0.015			
クロム及びその化合物	一般環境	久御山	0.0016	0.013	0.0056	0.0068	0.0072	0.00031	0.120
		福知山	0.00091	0.010	0.0037	0.0031			
水銀及びその化合物	一般環境	久御山	0.0015	0.0037	0.0023	0.0024	0.0023	0.00017	0.0045
		福知山	0.0015	0.0024	0.0018	0.0017			
酸化エチレン	一般環境	久御山	0.048	0.27	0.12	0.12	0.11	0.021	0.67
		福知山	0.042	0.12	0.071	0.070			

※ 測定結果が検出下限値未満のものは検出下限値の1/2として最大値、最小値、平均値を算出した。

※ 15年度全国測定結果は、各地域分類別の平均、最小及び最大を示す。

資料54 環境放射線監視結果の概要（15年度）（1）

区分	測定項目	調査地点	調査回数	測定結果	
空間線量モニタリング	空間放射線 空気吸収線量率	放射線測定所 6箇所	連続	年平均値	34nGy/h
					40nGy/h
			51nGy/h		
			38nGy/h		
		39nGy/h			
		45nGy/h			
	環境放射線測定車による 定点測定 3箇所	1 河辺原地区	4回	線量率(nGy/h)	17 ~ 49
2 三浜地区					
		3 多門院地区			
	環境放射線調査車による 走行サーベイ 3ルート	1 東舞鶴地域ルート1	4回	線量率(nGy/h)	18 ~ 45
		2 東舞鶴地域ルート2			
		3 綾部老富地区ルート3			
	空間放射線 積算線量	モニタリングポイント 26地点	4回	年間積算値(mGy)	0.37 ~ 0.65
浮遊じん	全アルファ放射能	吉坂測定所 塩汲測定所 老富測定所	連続	放射能(mBq/m ³) 年平均値	14 ~ 30
	全ベータ放射能	吉坂測定所 塩汲測定所 老富測定所		放射能(mBq/m ³) 年平均値	23 ~ 52

資料55 環境放射線監視結果の概要 (15年度) (2)

区分	測定項目	調査対象	調査地点	調査回数	測定結果				
					核種	単位	測定結果の範囲		
環境試料の核種分析結果	ガンマ線放出核種	浮遊じん	—	吉坂測定所 老富測定所	12回	¹³⁷ Cs	μ Bq/m ³	不検出	
		降下物	雨水・ちり源	吉坂測定所	12回		MBq/km ²	不検出	
		陸水	河川水	与保呂水源	朝来川		2回	mBq/ℓ	不検出
				上林川	1回				
				大山、吉坂、杉山、岡安、金剛院、丸山、老富地区	1回		Bq/kg乾土		
		農畜産物	米	大山、吉坂、杉山、野原、金剛院、老富地区	1回		mBq/kg生	不検出 ~ 2.0×10 ²	
				大根	1回			不検出 ~ 2.0×10 ²	
				ほうれん草	大山、吉坂、杉山地区			1回	不検出 ~ 7.3×10
				高菜	1回			不検出	
				みか	田井地区			1回	不検出
				生椎茸	大山地区			1回	1.7×10 ³
				小豆	大山、杉山地区			1回	不検出
				馬鈴薯	1回			不検出	
				梅	大山地区			1回	不検出
				きゅうり	大山、杉山、老富地区			1回	不検出 ~ 2.1×10
				やまぶき	老富地区			1回	3.0×10
		牛乳	多祢寺地区	2回	mBq/ℓ		不検出		
		指標植物	松	大山、吉坂、岡安、老富地区	1回		mBq/kg生	不検出	
			よもぎ	大山、吉坂、杉山、丸山、老富地区	2回			不検出 ~ 3.0×10 ²	
		海洋生物	めばる さぎえ なまこ わかめ あじ あおりいか うまづらはぎ するめいか かたくちいわし	毛島沖、馬立島沖、田井地先	1回		mBq/kg生	5.9×10 ~ 1.2×10 ²	
					1回			不検出	
					1回			不検出 ~ 8.0×10	
					1回			不検出	
	1回				1.5×10 ⁻²				
	1回				3.1×10				
	1回				不検出				
	1回				3.1×10				
	指標海洋生物	ほんだわら	毛島沖、馬立島沖、田井地先	1回		不検出			
	海底沈積物	表層土	St. 1 St. 2 St. 3	2回	Bq/kg乾土	1.4 ~ 2.2			
				海水表層水		St. 3	2回	mBq/ℓ	1.7 ~ 1.9
				ガス状よう素		活性炭ろ紙	吉坂測定所	4回	¹³¹ I
	トリチウム	陸水	河川水	与保呂水源	朝来川	2回	³ H	Bq/ℓ	不検出 ~ 0.60
				上林川	1回				
海水表層水				St. 1 St. 2 St. 3	6回	Bq/ℓ			
ウストロンチ	空気中湿分	—	大山測定所	4回	⁹⁰ Sr	Bq/ℓ-水	不検出 ~ 1.8		
				mBq/m ³ -空気		不検出 ~ 33			
				mBq/ℓ		2.8			
プルトニウム	陸水	河川水	朝来川	1回	²³⁸ Pu + ²³⁹ Pu + ²⁴⁰ Pu	Bq/kg乾土	不検出 ~ 0.083		
			大山地区	1回		Bq/kg乾土	0.26 ~ 2.7		
			杉山、丸山地区	1回		Bq/kg生	不検出		
	農畜産物	米	大山、杉山地区	1回	²³⁸ Pu + ²³⁹ Pu + ²⁴⁰ Pu	Bq/kg生	不検出		
				1回		Bq/kg生	不検出		
				1回		Bq/kg乾土	不検出 ~ 0.03		
海底沈積物	表層土	St. 1 St. 2 St. 3	1回	²³⁸ Pu + ²³⁹ Pu + ²⁴⁰ Pu	Bq/kg乾土	0.83 ~ 1.3			

(注) St. 1……北緯35° 35' 18"、東経135° 28' 56" (世界測地系)
 St. 2……北緯35° 35' 25"、東経135° 30' 05" (")
 St. 3……北緯35° 33' 54"、東経135° 29' 43" (")

資料56 全国星空継続観察参加者（15年度）

夏期

観察場所 市町村	観察場所詳細			観察概要				天の川の観察結果			双眼鏡観察結果	
	観察場所	周辺状況	団体名	のべ参加 人数	月	日	天候	白鳥座 付近	たて座 付近	いて座 付近	平均値	最大値
京都市	山城高等学校本館 V館渡り廊下	商業地域	京都府立山城高等学校	6	7	31	曇り	□	□	□	—	—
	聖母学院天文台	住宅地	聖母学院中学高等学校理科部天文班	5	7	21	快晴	×	×	×	8.1	9.1
福知山市	福知山高等学校300号館 屋上	住宅地	京都府立福知山高等学校	7	7	28	曇り	□	□	□	—	—
	三段池総合体育館前広場	住宅地	福知山市	8	8	1	うす曇り	○	×	×	8.7	9.1
宇治市	府立菟道高等学校校舎屋 上	住宅地	京都府立菟道高等学校 科学部	13	7	28	晴れ	×	×	×	4.6	4.7
	宇治市木幡	住宅地	天文サークル夢見会	3	7	31	晴れ	×	×	×	9	9.2
亀岡市	地球環境子ども村	森林・山間地	亀岡市	34	8	20	曇り	□	□	□	—	—
城陽市	市立指月児童公園	住宅地	城陽市北部コミュニティセンター天文同 好会	3	7	27	うす曇り	□	□	□	9.3	9.3
久御山町	久御山町ふれあい交流館 ゆうホール屋上	工業地帯	久御山町ふれあい交流館ゆうホール	5	8	22	快晴	×	×	×	—	—
木津町	日本原子力研究所光量子 科学研究センター駐車場	住宅地	日本宇宙少年団 木津町分団	72	7	27	晴れ	×	×	×	10.6	11.8
夜久野町	農匠の郷やくの「のんびり 広場」	その他	日本宇宙少年団 夜久野分団	45	8	1	晴れ	○	○	○	9.2	11.8
大宮町	内山天象観察台開館	森林・山間地	丹後スペースクラブ	16	8	1	晴れ	○	×	×	7.7	10.7

冬期

観察場所 市町村	観察場所詳細			観察概要				天の川の観察結果			双眼鏡観察結果	
	観察場所	周辺状況	団体名	のべ参加 人数	月	日	天候	ペルセウス座 付近	ふたご座 付近	いっかくじゅう座 付近	平均値	最大値
京都市	聖母学院天文台	住宅地	聖母学院中学高等学校理科部天文班	1	1	24	晴れ	×	×	×	8.6	8.6
	三段池体育館	森林・山間地	福知山市役所	9	1	23	快晴	○	○	*	8.4	10.4
綾部市	福知山高等学校300号館 屋上	住宅地	京都府立福知山高等学校	5	1	20	晴れ	×	×	×	—	—
	綾部市天文館前広場	農業地域	綾部市天文館	9	1	24	晴れ	×	×	×	8.3	11.4
宇治市	宇治市木幡	住宅地	天文サークル夢見会	5	1	22	晴れ	×	×	×	8.7	9.1
	府立菟道高等学校校舎屋 上	住宅地	京都府立菟道高等学校 科学部	9	1	23	快晴	×	×	×	8	9.3
城陽市	市立指月児童公園	住宅地	城陽市北部コミュニティセンター天文同 好会	4	1	24	うす曇り	×	×	×	8	8.3
久御山町	久御山町ふれあい交流館 ゆうホール屋上	工業地帯	久御山町ふれあい交流館ゆうホール	4	1	14	晴れ	×	×	×	8.3	8.6
木津町	教育文化会館駐車場	森林・山間地	日本宇宙少年団 夜久野分団	10	1	23	晴れ	○	○	×	—	—
夜久野町	大宮町役場前駐車場	住宅地	丹後スペースクラブ	6	1	24	快晴	○	○	○	6.7	7.4
大宮町	久美浜町立神野小学校グ ランド	森林・山間地	久美浜町教育委員会	11	1	20	快晴	○	○	○	9	10.4

注1「天の川の観察結果」については、「○」は見えた、「□」は雲があって見えない、「×」は夜空が明るくて見えない、「*」はその他を表しています。

注2「双眼鏡観察結果」の「平均」は参加者各人の観察結果の数値を、使用した双眼鏡の口径に基づき補正し、その結果から各団体における観察等級の平均、「最大」は最も暗い星の等級（双眼鏡の口径に基づき補正值）、「—」は等級不明を表しています。